

令和5年度青森県就農フェア運営業務 企画提案競技実施要領

1 趣旨

新規就農者の確保を目的に、県内外の就農に関心のある人を対象に、就農支援団体や求人のある農業法人から直接就農に関する情報が得られる本県独自の就農フェアをオンラインで開催するに当たり、企画提案競技により当業務の受託者を選定することとし、必要な事項を定めるものである。

2 業務の内容

別紙「令和5年度青森県就農フェア運営業務仕様書」（以下、「仕様書」という。）のとおり。

3 業務委託期間

契約締結の日から令和5年10月31日（火）まで

4 委託料（上限額）

3,000千円（消費税及び地方消費税等を含む）

5 参加資格

企画提案に参加する者は、以下の要件を全て満たすこと。

- (1) 会社又は法人格を有する団体であって、国内に本店、支店又は営業所等を有していること。
- (2) 当該業務を企画遂行する十分な体制・能力を有していること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者。
- (4) 青森県財務規則(昭和39年3月青森県規則第10号)第128条の規定に該当しない者。
- (5) 会社更生法(平成14年法律第154号)、民事再生法(平成11年法律第225号)等に基づく更生又は再生手続を行っていない者。
- (6) 暴力団(暴力団による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。)若しくは暴力団員の統制の下にある者ではないこと。
- (7) 法人税、消費税及び地方消費税等を滞納している者ではないこと。
- (8) 宗教活動、若しくは政治活動を主たる目的とする団体、特定の公職者(候補者を含む)や政党などを推薦、支持、又は反対する目的の団体でないこと。

6 参加申込書の提出

(1) 提出期限

令和5年6月9日（金）17時まで

(2) 提出方法

担当者宛てにメール、ファックス、郵送等で提出すること。上記提出期限内に必着とし、郵送の場合には、発送後であっても、未着の場合は提出がなかったものとみなす。

※直接持参する場合の受付時間は、土日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

① 参加申込書（様式1）

② 定款の写しや直近の事業報告書、収支決算書等、参加者の概要が分かる資料

7 質問の受付及び回答

(1) 受付期限

令和5年6月9日（金）17時まで

(2) 提出方法

質問書（様式2）を担当者宛てにメール、又はファックスで提出すること。なお、電話又は口頭での質問は受け付けないものとする。

(3) 回答方法

期限までに提出された質問を取りまとめて、令和5年6月14日（水）までに参加申込者全員にメールで回答する。なお、受付期限以降の質問については、回答しない。

8 企画提案書の提出

(1) 提出期限

令和5年6月23日（金）17時まで

(2) 提出方法

担当者宛てに直接持参又は郵送で提出すること。上記提出期限内に必着とし、郵送の場合には、発送後であっても、未着の場合は提出がなかったものとみなす。

※直接持参する場合の受付時間は、土日祝日を除く平日の9時から17時までとする。

(3) 提出書類

① 企画提案提出書（様式3）

② 企画提案書（様式任意）

用紙は原則A4、両面印刷とし、下記について記載すること。

・提案者の概要

・実施管理体制

担当者、管理責任者等の実施体制について記載すること。

・就農フェアの企画案

フェアの名称案や開催内容（当日のスケジュールを含む）、参加者募集の方法、当日の運営体制等について具体的に記載すること。

・実施スケジュール

- ・これまでの実績
過去に実施した類似の業務について実績を記載すること。

③ 経費見積書（任意様式）

- ・仕様書をもとに、着手から納品に関する経費とその内訳を明記すること。
- ・金額には、消費税及び地方消費税を含むこと。

(4) 提出部数

6部（正本1部、副本5部）

9 審査方法及び評価項目

- (1) 審査は、書面審査とし、審査会が評価点方式により行う。審査項目等は別紙のとおり。
- (2) 審査員が作成した審査票の評価点を合算し、評価合計点が最も高い者を受託者として決定する。なお、最も高い点を得た者が同点で2者以上いる場合は、審査員ごとの最高得点者の状況等を総合的に勘案し、受託者を決定する。
- (3) 参加者が1者のみの場合は、審査員の評価結果により、提案内容が契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受託者として決定する。
- (4) 審査の結果については、すべての参加者に文書で通知する。
- (5) 審査の経過等、審査に関する問い合わせには応じない。

10 スケジュール

令和5年5月30日（火）	企画提案競技募集開始
令和5年6月9日（金）	参加申込書提出期限 企画提案競技に係る質問受付期限
令和5年6月14日（水）	質問への回答送付
令和5年6月23日（金）	企画提案書提出期限
令和5年6月下旬	企画提案競技審査・委託者決定
令和5年7月上旬	委託契約

11 その他留意事項

- (1) 本企画提案競技に関連して、参加者から提出されたすべての書類や資料の所有権は、委託者にあるものとし、返却しない。
- (2) 提出された書類は、審査を行う作業に必要な範囲において、複製を作成することがある。
- (3) 契約後に提出書類に虚偽の記載があったことが判明した場合、また、参加資格を有していないことが判明した場合は、契約を解除する。
- (4) 参加に要する経費は、すべて各参加者の負担となる。
- (5) 企画提案書の審査は、提出された内容に基づき行うが、受託者決定後、提案内容について両者協議の上、変更することがある。また、委託金額について、受託者決定後、見積もり合わせにより別途決定する。

(6) 提出された企画提案書の著作権は、各参加者に帰属するものとするが、受託者決定後の成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に定める権利を含む。）、商標権、その他の一切の権利は、委託者に帰属するものとする。なお、提案書の中で第三者の著作物を使用する場合は、著作権法に認められた場合を除き、当該第三者の承諾を得ておくこととし、第三者の著作権の使用の責めは、提案者に属するものとする。

また、受託者は、成果物に関し、著作者人格権に基づく権利行使を行わないこととする。

(7) 委託料の支払いについては、原則業務完了報告書が提出された後に精算払いとする。

12 問合せ先・参加申込書等提出先

青森県農林水産部構造政策課担い手育成グループ 主査 松坂 彩佳

〒030-8570 青森市長島 1-1-1 青森県庁北棟 5 階

TEL 017-734-9463 FAX 017-734-8136 MAIL ninaiteikusei@pref.aomori.lg.jp

(別紙)

令和5年度青森県就農フェア開催業務委託に係る企画提案競技審査基準

1 審査・選定方法

- (1) 審査は書類審査により行う。
- (2) 審査員は、農業関係機関・団体の担当者等の中から、県が別に定める。
- (3) 審査項目・配点は下記のとおりとする。
- (4) 各審査員の評価点を合算し、評価合計点が最も高い参加者を受託者として決定する。なお、最も高い点を得た者が複数いる場合は、各審査員の最高得点者の状況等を総合的に勘案し、受託者を決定する。
- (5) 参加者が1者のみの場合は、審査員の評価結果により、提案内容が契約の目的を十分に達成できるものと判断できるときは、当該者を受託者として決定する。

2 審査項目等

50点満点とし、審査項目ごとの審査観点、配点は下表のとおり。

審査項目	審査観点	配点
(1) 実施体制・スケジュール	無理のない実施体制・スケジュールとなっているか。	10
(2) 就農フェアの内容	新規就農者の確保につながる効果的な内容となっているか。	10
(3) 就農フェアの周知方法	集客が期待できる周知方法が提案されているか。	10
(4) 同種・類似業務の実績	業務を遂行するために必要な知識・経験を有しているか。	10
(5) 経費積算の妥当性	積算内容に不備、不適切なものはないか。	10
評価点合計		50

3 配点基準

優れている	やや優れている	普通	やや劣っている	劣っている
10～9	8～7	6～5	4～3	2～1